



# 三宅村学童クラブのしおり

## 【2～6年生用】

三 宅 村 教 育 委 員 会

【令和6年度版】

令和6年2月 現在

## 学童クラブとは

児童福祉法による放課後児童健全育成事業として、保護者の方が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的としています。

### 1. 実施場所

三宅村立三宅小学校体育館内の学童ルーム（しおり 8 ページ参照）

※晴れの日には学校の校庭、そのほか体育館や図書室などで活動をしています。

### 2. 実施日

月曜日から金曜日となります。（土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）

※春、夏、冬休みや振替え休日などの1日活動日や、給食の無い日は、お弁当・飲み物を各自で持たせてください。

### 3. 実施時間

区 分	時 間	行き	帰り
学校のある日【授業日】	下校時(放課後)～17時	学校から徒歩	スクールバス (学校 17 時発)
学校休校日【1日活動日】 「春・夏・冬休み、 学校の振替休日」	8時05分～17時	保護者の送り 又は 路線バス	保護者の迎え 又は 路線バス

#### ※学校休校日【1日活動日】の通所について

学校の休校日はスクールバスがありませんので、「保護者の方の送迎（8時5分～9時30分）」、または「村営バス（路線バス2便）」での通所をお願いします。（同封の「学童通所で利用する路線バス」参照。

※保護者送迎の場合は、学童玄関で職員に引き渡してください。

なお、村営バスご利用の際は、「みやけキッズパス」をご活用下さい。

※1. 小学校に徒歩で登校されている場合、学童クラブの行き／帰りについて、徒歩にすることも可能です。

※2. 下校の際、降車するバス停の申告は児童が行います。降りるバス停を覚えるまでは、ランドセルなどにバス停を記入したものをぶら下げるなど、工夫をお願いします。

### 4. 支援員について（育成を支援する者）

職員4名以上で対応いたします。但し、1日活動日等、児童の出席人数によって変わる場合があります。

### 5. 保険について

入会している児童の活動中の事故やけがについては、児童クラブ共済保険に加入しています。※但し、習い事等で通学の際と異なる経路で帰っている場合は対象外となります。

## 6. 対象児童

三宅村立三宅小学校に在籍し、集団での活動ができ、保護者の方が①～④の理由により監護できない児童。

- ①就労を常態としている。
- ②出産予定又は育児休業中である。
- ③長期にわたり疾病の常態にある、又は精神若しくは体に障害を有している。  
又はその看（介）護にあたっている。
- ④求職活動中、又は就労に伴う準備として技能習得にあたっている。

※友達と遊ぶ機会が欲しい児童。（同じ地区内に遊ぶ子どもが少ないなど）

## 7. 入会手続き

(1) 申請書類 ※下記(ア)～(ウ)の3点

(ア) 学童クラブ入会申請書（様式第1号） 1通

(イ) 家庭状況調査票（様式第2号） 1通

(ウ) 要件確認のための書類 「勤務・採用（見込み）証明書（様式第3号）」等

⇒ 要件確認のための書類は下記の《要件確認表》を参照し、ご準備下さい。

《要件確認表》

	要件	必要書類
①	就労 (お勤めの方)	勤務・採用（見込み）証明書（様式第3号） 勤務先による記入、発行日が申請の1ヶ月前までのもの
	就労 (自営業の方)	勤務・採用（見込み）証明書 ←保護者本人による記入 発行日が申請の1ヶ月前までのもの
②	出産予定	母子健康手帳の写し ←お母様のお名前と出産予定日が記載されたページ
	育児休業中	勤務（見込み）証明書 ← 勤務先による記入、備考欄に育休期間を記載したものの復職された際に、再度勤務証明書の提出が必要となります。
③	長期疾病・ 障害	医師の診断書 ←病名等のみではなく、育児が困難である旨が書いてあるもの 又は 障害者手帳の写し
	看（介）護中	介護認定書・障害者手帳写し ↑余白部分に実態として頻度・介護場所・補助内容等（週〇日、10時～17時、自宅又は〇〇施設、生活全般補助など）を記入してください。 又は 医師の診断書 ← 常時看（介）護が必要である旨が書かれているもの

(2) 申請期限／提出場所

4月から入会希望の方は、上記(1)の申請書類を**令和6年3月15日(金)**迄に下記の提出場所にご提出をお願いします。なお、保険加入の都合上、提出期限の厳守をお願いします。要件確認書類が間に合わない方は、入会申請書と家庭状況調査票、4月出席予定表を先にお出してください。

**締め切りを過ぎた場合、受入れは5月以降となります。**

**※4月1日以降に転入される方で当月から利用を希望する方は、事前に教育委員会にご相談下さい。なお、利用開始には、受け入れ準備のため、数日要します。**

<提出場所>

場所	曜日	時間
三宅村教育委員会	月曜日から金曜日 (土・日曜日、祝日除く)	8時30分～17時15分

※5月以降の入会は、三宅村教育委員会まで随時ご相談ください。

※5月以降は利用開始月の前月15日までに申請書を提出してください。

## 8. 在籍有効期間

令和6年度は令和7年3月31日まで。

入会手続きは毎年度必要になります。

※ただし、以下の要件で入会された方は例外となります。

- ・ 出産予定及び育児休業→入会要件の期間
- ・ 長期療養中→ 提出書類に記載された期間

## 9. おやつ代

(1) 負担額：児童一人につき 

月額1,000円
----------

 です。

※休会の連絡が無い場合、学童クラブへの出欠に関わらず納入が必要です。

※月の途中での入会・休会・退会の場合、おやつ代の日割り精算はいたしません。

(2) 納入方法

4月からご利用の方は3月15日までに入会申請書などとお持ちください。

毎月25日までに、翌月分を学童クラブか三宅村教育委員会に納入をお願いします。

※5月以降の入会については、利用開始月の前月15日までに、入会申請書類、出席予定表と一緒に納入をお願いします。

## 10. 休会・退会の届け出等

夏休み期間（8月）など都合により通所しない場合は、1ヶ月単位で休会することができます。休会又は退会する場合は、すみやかに学童クラブに連絡をお願いします。

※退会については退会届が必要になります（教育委員会へ提出）。

## 11. 住所（利用するバス停）・連絡先等の変更

転居に伴う住所変更や連絡先(電話番号等)の変更など提出書類（入会申請書、家庭状況調査票、勤務証明書等）に記載されている内容に変更が生じた場合は、**必ず、教育委員会まで**ご連絡下さい。

※変更内容により、必要書類（勤務証明書等）の提出をお願いする場合があります。

※勤務証明書等の内容を勤務先等に確認する場合があります。

## 12. 入会取消し

長期にわたる無断欠席（休会の連絡がある場合は除く）や申請書類に虚偽があった場合のほか、集団生活に適さないと判断されることが続いた場合は入会の取消しを行う場合があります。

## 13. 個人情報の取り扱い

申請書類に記載された個人情報については、三宅村学童クラブの業務及び保護者向けの緊急連絡網以外には使用いたしません。ご了承の上、入会申請をお願いします。

## 学童クラブの生活について

(1) 最初に準備するもの

- 上履き (学童専用をご用意ください。必ず名前の記入をお願いします。)

(2) 持ち物【必ず名前の記入をお願いします。】

- 毎日持ってくるもの . . . . . お手ふきタオル、外遊びの際、泥はねなどで汚れる場合があります。心配な方は着替えをご用意ください。
- 1日活動日に持ってくるもの . . . お弁当、飲み物、帽子、学習道具 (宿題など) (学校休校日) 夏休みは着替えがあるといいです。
- 持って来てはいけないもの . . . お金やゲーム機など活動に必要ながなく紛失して困るもの。  
ただし、一日活動日においては、おもちゃやぬいぐるみなど、持ってきてかまいませんが、紛失等を予防するため必ず名前をご記入ください。  
また、棒状の物や投げて遊ぶもの、モデルガンや輪ゴム鉄砲など弾を飛ばすものは危険なため、持せないようお願いします。

(3) 出欠席について

- 毎月10日前後に、翌月の出席予定表をお渡しします。予定をご記入の上、おやつ代1,000円と併せて、学童クラブか三宅村教育委員会へご提出ください。(三宅村各出張所での提出期間を設ける場合もございます。)
- 予定表提出後の出欠変更は、必ず保護者の方が当日13時までに学童クラブへ電話(留守番電話可)かFAXにてご連絡下さい。併せて学校に変更届、又は電話連絡をお願いします。
- 小学校を欠席した場合、学童クラブに出席することはできません。  
※その際は、お手数ですが、学童クラブにも欠席のご連絡をお願いします。
- 体調不良時は、学童クラブをお休みし、場合によっては医療機関を受診してください。

(4) 早帰りについて

- 早帰りをする場合は、保護者の方が必ず迎えに来てください。その時点で帰宅扱いになります。また、同日に再度参加することはできません。また、申請時に記載されている保護者以外の方がお迎えに来る場合も含め、必ず「〇〇が迎えに行きます」と事前連絡をお願いいたします。

(5) 1日活動日について

- 学童クラブへの入室  
保護者の方の送迎は、9時30分までをお願いします。(徒歩の児童も含まれます。)  
送迎が困難な方は到着が11時頃の路線バスでの入室が可能です。(支援員が「三宅小中学校前」バス停まで迎えに行きます。)  
※路線バス以外で9時30分までに来ることができない場合は、欠席となります。  
(入室の管理上、ご了承願います。)

・学童クラブからの退室（帰宅）

保護者の方の迎えは、17時までにお願ひします。

※お迎えの時間を過ぎることが続く場合、学童クラブの利用をご遠慮いただくこともあります。

「1日活動日」に路線バスを利用する場合は、16時の路線バスで退室となります。

（支援員が「三宅小中学校前」バス停まで送ります。）

※「1日活動日」は、原則として1日通しての出席となります。（お迎えによる早帰りは可能ですが、予めご連絡をお願ひします。また、途中で抜ける等の同日に再度出席することはできません。）

（6）発熱・発病、けがをしたとき

・学童クラブにおいて、発熱等の場合は、そのままのお預かりは出来ないことから保護者の方に連絡を取ります。

迎えに来るまでの間、安静にして待ちますので、出来るだけ早くお迎えに来てください。

・おたふく風邪・インフルエンザ・はしか・風疹・水ぼうそう・手足口病・りんご病など学校伝染病は、小学校に準じます。（自宅治療等、治癒証明書は特に提出の必要はありませんが、必要に合わせコピーを出していただくことがあります。）

・伝染性の病気等（とびひ、頭ジラミなど）に、感染した時もお知らせください。

（7）けがをした時の保険・申請について

・学童クラブの生活のなかでけがをされた場合に、保険に加入しておりますので、万一の際は保険会社や学童クラブから申請についてお知らせします。

※なお、保険が支払われない場合もありますのでご注意ください。

（例）習い事等で通学の際と異なる経路で帰っている場合、意図的にけんか等でけがをした場合など。

## ○学童クラブへの電話連絡について

・三宅村学童クラブ 三宅村伊豆 468 三宅小学校内

☎04994-2-0977 (FAX 04994-2-0977)

平日 12:00~17:00

一日活動日 8:05~17:00

（土曜、日曜、祝祭日除く）

※上記以外の時間は留守番電話で受付します。

・三宅村教育委員会 三宅村阿古 497 三宅村役場臨時庁舎 3階

教育課 社会教育係【担当：高田・中込】

☎04994-5-0952

平日 8:30~17:15

（土曜、日曜、祝祭日除く）



## 学童クラブからの連絡について

### (1) さくら連絡網による一斉通知

学童クラブでは、さくら連絡網と呼ばれる連絡システムを使用しています（小学校とは別の連絡網）。こちらは、台風などでの急な天候不順等によりバスの到着時間など変更が生じた場合など、緊急性を要するお知らせに使用します。

新規で学童クラブ入会申請を受けた方には、三宅村教育委員会が発行し、お手紙にて各家庭に送付いたします。

お手元に届きましたら速やかに登録いただきますよう、お願いします。  
※前年度から継続で学童を利用されている方は自動的に更新されます。

### (2) 出席予定になっている児童が来なかった場合

出席予定の変更や欠席は必ず連絡をお願いします。なお、学童クラブでは欠席連絡がない児童について、**万が一の可能性を考え**、保護者の方に電話連絡をして確認する場合があります。

### (3) 児童の急な体調不良による連絡

体調不良など、活動継続が難しいと判断した場合は緊急連絡先に電話連絡をいたします。できるだけ早く、お迎えをお願いします。

### (4) バス停変更の確認

バス停変更が生じた場合は必ず保護者から連絡をしてください。児童からバス停変更の話聞いても対応できませんのでご了承ください。なお、やむを得ない場合を除き、下校時のバス停変更は控えていただく様、お願いします。**事故など万が一の事態を防止するため**ご協力をお願いいたします。

### (5) 朝の送りについて

一日活動日の朝の受け入れは8時5分からです。時間前に受け入れることはできません。また、宿直の先生が車を停めるスペースは利用しないでください。



## 学童クラブの実施場所案内図

校門から坂を下って行き、中学校入口手前を左に入ります。  
学校の車両が駐車されている奥に進むと、エアコンの室外機があり、  
その奥に入口があります。

※見通しが効かない場所なので、通行の際は十分にご注意ください。

